

医療広告作成ガイド

平成30年度版



(一社)岡山県歯科医師会

医療広告の原則

医療に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、限定的に認められた事項以外は、原則として禁止されています。

広告の定義

次の①②のいずれも満たす場合は広告に該当します。

- ①患者の受診を誘引する意図があること（誘引性）
- ②医療提供者の氏名、医療機関の名称が特定可能であること（特定性）

広告の例

以下の全てが広告とされ規制の対象となりました。

- ①ホームページ
- ②チラシ、パンフレットなど（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む）
- ③ポスター、看板（プラカード及び建物または電車、自動車等に記載されたものを含む）、ネオンサイン、アドバルーンetc.
- ④新聞、雑誌などの各種出版物、放送（有線放送を含む）、映写または電光によるもの、Eメール、インターネットのバナー広告etc.
- ⑤不特定多数の者への説明会、相談会、キャッチセールス等において使用するスライド、ビデオまたは口頭で行う演述によるもの

広告可能な事項

患者の治療選択等に関する有益な情報であることを前提とし、提供する医療の内容等については、客観的な評価が可能であり、かつ事後の検証が可能な事項に限られます。

ただし患者等が求める詳細な診療内容などの情報が円滑に提供されるように、一定の条件を満たした場合は広告可能な事項の限定を解除（P3参照）することができます。

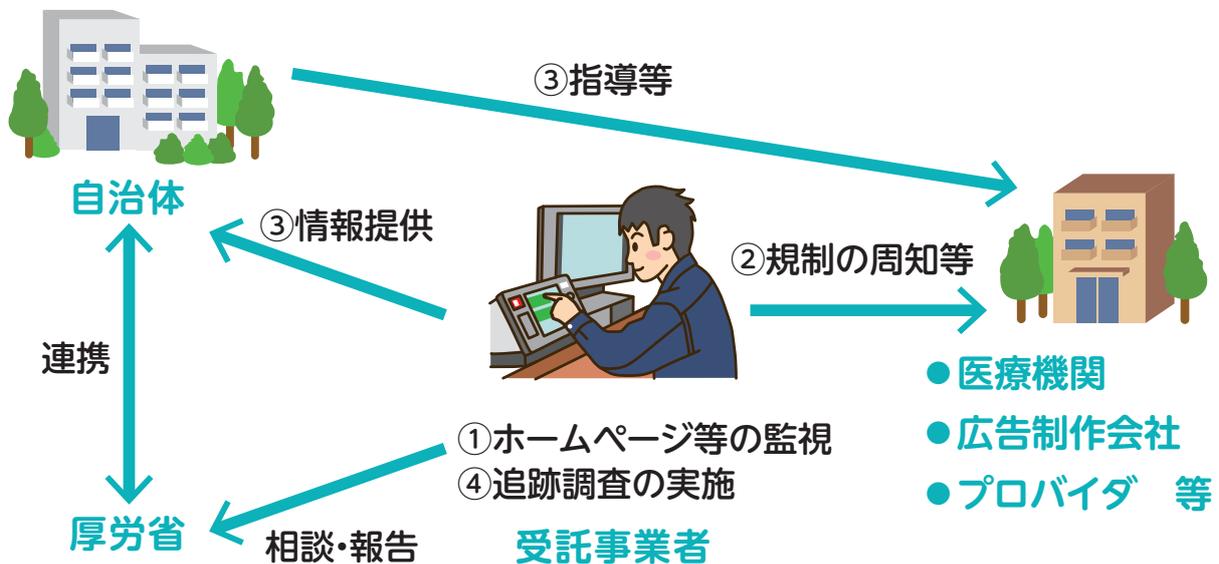
医療広告規制強化

平成30年6月1日よりホームページも規制の対象となりました。

医療広告の違反には医療法に基づく処分が定められています。

広告作成の際は本ガイドを精読のうえ、ホームページを含め問題点があれば早期に是正する必要があります。

厚労省によるネットパトロールが実施され監視体制が強化



① 広告等の監視

医療機関のホームページが医療広告規制等に違反していないか監視

② 規制の周知等

不適切な記載を認めた場合、当該医療機関等に対し規制を周知し自主的な見直しを図る

③ 情報提供・指導等

改善が認められない医療機関を所管する自治体に情報提供を行う
自治体は指導等を行う

④ 追跡調査

自治体に対する情報提供の後の改善状況等の調査を行う

限定解除の要件

広告が可能とされた事項以外は、広告してはならないこととされていますが、ホームページなどの患者等が自ら求めた情報を表示するものについては、以下の要件を満たした場合、広告可能な事項（P1参照）の限定を解除し、他の事項も広告することができます。

- ①表示される情報の内容について、患者等が容易に照会できるように、問い合わせ先を記載すること、その他の方法により明示すること
- ②自由診療について情報を提供する場合は自由診療に係る治療等の内容、費用等、主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

※インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイトで検索した際にスポンサーとして表示されるもの、検索サイトの運営会社に費用を支払うことで意図的に検索結果が上位に表示されるものは限定解除の対象になりません。

禁止される広告の基本的考え方

虚偽広告は、患者等に著しく事実と相違する情報を与えること等により、適切な受診機会を喪失したり、不適切な医療を受けるおそれがあることから、罰則付きで禁じられています。

同様の観点から次の広告も禁止されています。

- ①比較優良広告
- ②誇大広告
- ③公序良俗に反する広告
- ④患者主観や伝聞に基づく、治療又は効果に関する体験談
- ⑤患者等に誤認させる恐れのある治療前後の写真等の広告

医療広告の違反には医療法等に基づく罰則が定められています。

医療法以外の広告に関する法律

他法令に抵触する広告を行わないこと、他法令に関する広告ガイドラインも遵守して下さい。

①不当表示防止法

実際のものよりも著しく優良であることを示すことにより、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあってはならない

②医薬品医療機器等法

医薬品、医療機器等に関して明示的・暗示的にかかわらず、虚偽または誇大な記事を広告してはならない

③健康増進法

健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違、または誤認させるような表示をしてはならない

④不正競争防止法

事業者間での公平な競争を妨げる行為をしてはならない

競争相手をおとしめる風評を流したり、商品の形態を真似したり、虚偽表示を行ってはならない



医療広告の違反には、

行政指導・行政命令・行政処分・懲役または罰金
などの罰則が定められています。

不適切な広告

- 1 診療所名に広告性のある表現や広告違反の恐れのある表現は不可
インプラント等を医院名称につけることも不可
- 2 広告可能な診療科名は【歯科】【小児歯科】【矯正歯科】【歯科口腔外科】で、それ以外は不可
- 3 治療内容や効果が不明確な表現は不可
- 4 国内未承認機器の広告は不可
「最新」等の表言は不可
- 5 患者の主観的な体験談等は客観性に欠ける上、誤認を与えるおそれがあるため不可
- 6 医療内容と直接無関係で費用を強調するものは不可
- 7 利益提供により患者を誘引する表現は不可
- 8 アドレス内に「No.1」のような比較優良表現の使用は不可

ホームページ例

プラント 歯科

1 Day 審美治療

100% 安全保障

院長 岡山桃太郎

Special Implant 学会専門医取得

驚異の治療成功率99.9%

岡山院長の自慢症例集

click

早期申し込みで30%OFF!

クリニックの治療例

続きはコチラ

click

治療前 治療後

@momotaro.com

! 可愛いスタッフばかりです♡

- 9 医学上あり得ない表現は不可
- 10 「一日で終わる」等の誤解を招く表現や不十分な記載は虚偽広告に該当する恐れがある
- 11 活動実態のない学会の認定等の表現は不可
- 12 事実であっても著しく誤認を与える大げさな表現は不可
- 13 成功例だけを誇張する誇大広告は不可
- 14 治療内容や効果に誤った期待を抱かせる写真等は不可
- 15 品位を損ねる、公序良俗に反する表現は不可

1 正式な名称だけではなく、当該医療機関であることが認識可能な略称や英語名についても可能。マークや名称が記載された看板の写真も可能（※1）

2 医療機関（自院）の写真であれば、広告可能（※2）

3 広告可能な診療科名は歯科では、【歯科】【小児歯科】【矯正歯科】【歯科口腔外科】である（※3）

4 診療日または診療時間：「午後往診」との記載や診療日を明記せず休診日を明示すること等は差し支えない。予約による診療の実施の有無：例えば「平日〇〇時～〇〇時予約受付」「24時間予約受付」等、予約時間を併せて示すことや予約を受け付ける電話番号、ホームページ、Eメールアドレス等を示すことも差し支えない（※4）



おかやま歯科

開設日：2006年4月

保険医療機関・歯科医師臨床研修指定診療所・生活保護法指定医療機関
各種クレジットカード取扱（分割可）
駐車設備（3台）、契約駐車場あり（当院東側コイン駐車場・無料駐車券お渡しします）

〒123-4567 〇〇市〇〇町〇丁目



バリアフリー構造

【診療科目】

歯科・小児矯正歯科

【診療時間のご案内】

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	*	○	

* 木曜日午後往診

24時間
いつでもOK!

詳しくみる

予約

パソコン・ケータイで
ラクラク操作!

詳しくみる

電子カルテ導入
個人情報保護・漏洩防止システム導入

【お知らせ】

当院ではインプラントを行っています。
・薬事法の認可を得たインプラントおよび
・費用：一本〇〇万円～〇〇万円（保険
当院で行なっている治療方法が葡萄新聞
セカンドオピニオン実施（全額自己負担）

※は次ページ

ホームページ例

予約制 平均待ち時間：2分（平成30年6月実績）
電話受付：平日9時～17時

0120- - ○○○○- ○○○○
TEL○○○- ○○○- ○○○○



当院で使用する医療機器等

院長・岡山太郎（47歳）

略歴

1971年4月1日生まれ
1996年倉敷歯科大学卒業
歯科医師免許取得
2000年倉敷歯科大学大学院修了
博士号(歯学)取得
2000年白桃歯科医院勤務
2006年おかやま歯科開業
現在に至る



【スタッフ】8名

歯科医師：津山●●（水曜日勤務）
（日本口腔外科学会認定口腔外科専門医）
歯科衛生士：笠岡●●
（日本歯周病学会認定歯科衛生士）
主任歯科衛生士：瀬戸内●●
歯科技工士：和気●●
事務長・受付：高梁●●（28歳・瀬戸内海大学卒）
主任歯科助手：玉野●●
歯科助手：新見●●

症例検討会・医療安全委員会を毎月実施

び機器を使用
診療ではありません）
に記載されました→
旦・要予約）



5 フリーダイヤルである旨や電話の受付時間、平均待ち時間等についても広告可能

6 画像診断装置や医療機器または空気清浄機等の医療機器以外の機械器具の配置状況について、一般的な名称、写真・映像、導入台数、導入日等について、広告可能

7 医院従業者の氏名、年齢、性別、役職および略歴の広告は可能。略歴は医療従事者としての経歴を簡略に示すものとして、生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関（診療科（広告可能診療科名に限る）、期間）等について広告可能（※5）

8 新聞や雑誌に掲載された治療法の記事は引用可能（※6）

- ※1 開設日・診療開始日について広告可能
法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた診療所であることは広告可能（保険医療機関、歯科医師臨床研修指定診療所、生活保護法指定医療機関等）
患者の受診の便宜を図るためのサービスについて広告可能
費用の支払い方法としてクレジットカードの使用の可否や分割払いの可否等、駐車設備の有無や位置等

- ※2 障害者等に対する構造上の配慮は広告可能
バリアフリー構造等の有無、車椅子利用者、視覚障害者等への配慮をした構造である旨

- ※3 【小児矯正歯科】のように複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名は広告可能。歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましい

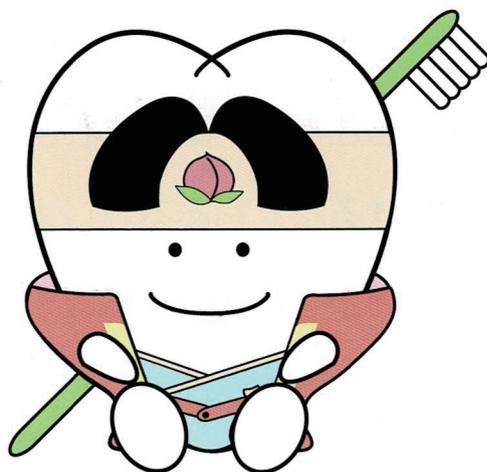
- ※4 診療録を電子化している旨、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置は広告可能

- ※5 当該医療機関内での症例検討会を開催している旨、医療の安全を確保するための措置として制度の整備や研修会の開催・頻度・構成メンバー等についても広告可能

- ※6 自由診療について、その検査、手術その他治療の方法は広告可能
ただし、公的医療保険が適用されない旨及び標準的な費用を併記する必要あり（例として歯列矯正）
セカンドオピニオンの実施に関することは広告可能

医療広告Q&A (事例集)

厚生労働省の医療広告ガイドラインおよびQ&A (事例集) は、
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> に掲載されています。
このQ&A (事例集) は随時更新されています。
広告作成の際は必ず閲覧参照してください。



広告内容の判断に困った時は？

岡山県歯科医師会 医療管理部

〒700-0813 岡山市北区石関町1-5

TEL 086-224-1255

FAX 086-224-8561

(一社)岡山県歯科医師会医療管理部
医療広告作成ガイド 平成30年度版

監修：酒井 昭則

編著：『医療広告作成ガイド』作成委員会

野崎 真弘 須藤健太郎 寺門 恵一 久本 昌弘
本多 浩三 南 哲之介 西田 宜可
